

随意契約理由書

案件名 : 一級河川 寝屋川 宝町調節池ポンプ設備整備工事

本工事は、宝町調節池のポンプ設備の整備を行うものです。

宝町調節池は、寝屋川流域の浸水被害を防ぐための防災施設であり、ポンプ設備の高い信頼性と安定した稼働性を維持する必要があります。

本工事の内容は、施設の主要機器である排水ポンプの腐食、摩耗状態の確認、分解清掃・測定、劣化部品の取替などを行うものです。

当該機器は、新明和工業株式会社が固有の技術により、設計・製作したものであり、いわゆる汎用機器ではないため、他者では整備を実施できないものであります。

以上のことから、本工事を実施できるのは、設計・製作を行った新明和工業株式会社より補修工事・点検整備業務を移管されている新明和アクアテクサービス株式会社以外にはないため、同社関西センターより見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したい。